

懲戒規則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「連盟」という）が会員・会友その他の競技会参加者に対して懲戒を行う場合において、公平かつ公正な懲戒権の行使を実現するために必要な事項を定め、連盟の規律を維持することを目的とする。

2 この規則により、連盟の会員・会友の活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮するとともに、この規則を濫用してはならない。

(懲戒の対象行為)

第2条 会員・会友その他の競技会参加者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、連盟はこの規則による懲戒を行うことができる。

(1) 競技会における不正行為

情報の不正な入手および提供、ならびにかかる情報の利用、パートナー間での不正な情報交換ならびに対戦相手を不正に欺く行為、スコアの改ざんなど

(2) 競技会における重大な規則違反および著しく不適切な行為

失礼な言動、主催団体またはディレクターへの意図的な不服従、不当な情報の利用、その他プレイヤーに求められる倫理違反など

(3) 連盟、公認クラブ、他の会員・会友その他の競技会参加者への虚偽の申告および意図的な妨害行為

連盟に対する脅迫、嫌がらせおよび不当な介入、意図的な虚偽の申告、故意または重過失による連盟の損害など

(4) 連盟の名誉または信用を著しく傷つける犯罪および著しい非行

2 前項に定める懲戒の対象行為については、別途定めるガイドラインなどにより具体的に例示する。

(懲戒の種類)

第3条 連盟が会員・会友に対して行う懲戒の種類は、以下の通りとする。

(1) 戒告

文書により厳重に注意し、将来を戒める。

(2) 資格停止

無期限または期間を定めて、会員・会友としての資格を停止する。

(3) 除名

会員・会友の資格を永久に剥奪する。

2 連盟は、前項の処分について、経過観察として期間を定めて処分を保留することができる。この場合、期間の経過後にあらためて懲戒の要否および種類を決する。

3 連盟は、本条第1項の処分に加えて、必要に応じて以下の処分を付加的に科すことができるものとする。本項は会員・会友以外の競技会参加者に対しても適用する。

(1) 出場停止

一定の期間を定めて、競技会への出場を停止する。

(2) 競技会の入賞取り消しならびにマスターポイントおよび称号の剥奪

懲戒の理由となった競技会の入賞を取り消し、獲得マスターポイントおよび称号を剥奪する。

(3) 助成金または報奨金の返還および取消し

連盟が支払った助成金または報奨金の返還請求、または支払う予定の助成金または報奨金の取消し。

(懲戒の請求)

第4条 会員・会友は、定められた書面により、懲戒を請求することができる。

2 前項の懲戒の請求があった場合、懲戒を担当する理事は、正当な理由があると認めた場合には、理事会に対して懲戒の審査を請求する。

3 前2項のほか、懲戒を担当する理事は、必要と認める場合には、理事会に対して職権により懲戒の審査を請求することができる。

4 連盟は、懲戒を請求した会員・会友に、審査の結果を通知しなければならない。

(理事会による審査)

第5条 懲戒は、理事会で審査を行い、その議決を経て行う。

2 理事会は、対象となる事案の事実関係の調査、当事者からの弁明の聴取、および関係者からの意見の聴取（以下「聴聞等」という）を行い、懲戒の要否および懲戒の種類を決定する。

3 理事会は、前項の聴聞等を行うために、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

4 理事会が会員に対して第3条第1項第3号の除名を決議した時は、次に開催される会員総会において当該会員を除名する旨の議題を提出するとともに、会員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、当該会員に会員総会において弁明する機会を与え、定款の定めによって決議することを要する。

5 理事会が会友に対して第3条第1項第3号の除名を検討すべきであると判断した時は、次に開催される理事会において当該会友を除名する旨の議題を提出するとともに、理事会の日から1週間前までにその旨を通知し、当該会友に理事会において弁明する機会を与え、決議することを要する。

6 理事および監事は、本条による理事会の審査で知った事項を、理事会の承認を得ずに公表または漏洩してはならない。

(調査委員会)

第6条 調査委員会は、理事会が指名する理事を委員長とし、委員長が指名し、理事会が承認した理事および監事4名または5名（委員長を含む）により構成する。

- 2 対象事案に関して利害関係を有する理事または監事は委員となることはできない。
- 3 委員長は、必要と認める場合、顧問弁護士その他の外部の有識者を参加人に指名し、意見を聞くことができる。
- 4 調査委員会は、委員の過半数の出席を定足数とし、出席者の4分の3以上をもって議事を決する。
- 5 調査委員会の議事は非公開とする。ただし、委員長の承認を得た者は傍聴することができる。
- 6 調査委員会は、聴聞等を行い、懲戒の可否および懲戒の種類を理事会に答申する。
- 7 調査委員会の委員、参加人および傍聴者は、調査委員会で知った事項および答申の内容について、理事会または委員長の承認を得ずに公表または漏洩してはならない。

(聴聞等)

第7条 理事会または調査委員会は、懲戒を公平・公正に行うとともに、会員・会友の名誉または信用を損なうことのないよう、対象事案の当事者のほか、必要に応じて関係者に聴聞等を行う。

- 2 調査委員会による聴聞等が行われた場合、理事会は重ねて聴聞等を行わない。
- 3 理事会または調査委員会が聴聞等を行うにあたり、当事者および関係者に対して、以下の事項をあらかじめ書面により通知しなければならない。
 - (1) 懲戒請求の内容
 - (2) 聴聞等の目的および内容
 - (3) 聴聞等の期日および場所
- 4 聴聞等の期日および場所については、当事者および関係者の事情を考慮し、協議により決定する。
- 5 理事会または調査委員会は、当事者または関係者が希望する場合には、必要に応じて陳述書の提出をもって聴聞等に代えることができる。
- 6 聴聞等において、当事者の代理人または付添人の同席は、当事者が出席する場合のみ認める。
- 7 理事会または調査委員会は、必要と認める場合、聴聞等を繰り返し行うことができる。

(懲戒の告知)

第8条 理事会が懲戒を決議した時は、会長は対象となる会員・会友に対し、懲戒書およびその理由書（以下「懲戒書等」という）を交付して告知する。相手方の所在不明、受領拒否等により懲戒書等を交付できない時は、公示による意思表示の方法によりこれを告知する。

- 2 懲戒は、告知により効力を生ずる。

(懲戒の公表)

第9条 懲戒が告知された場合、連盟は会報および連盟事務所などに掲示する方法によりこれを公表する。

(不服申立て)

第10条 連盟がこの規則に従って行った懲戒について、対象となる会員・会友は、懲戒の理由となった事実関係に誤りがあると信じる場合のみ、告知の日から14日以内に、書面により理事会に対して、不服申立てをすることができる。

- 2 連盟は、懲戒の種類およびその程度を理由とする不服申立ては受理しない。
- 3 不服申立てがなされた場合、理事会は再審査の可否を審議して決定する。
- 4 理事会が再審査を行うにあたり、再度調査委員会を設置する場合には、同一の理事または監事が委員となることはできない。

(記録保管制度)

第11条 連盟は、事実関係の報告および懲戒の記録を保存するために、別途記録保管制度を設ける。

- 2 前項の事実関係の報告については、競技会の主催団体またはディレクターが行うこととする。
- 3 記録保管制度の運用については別途定める運用規則に従う。

(ディレクターの懲戒権)

第12条 この規則は、ブリッジの規則が定めるディレクターのプレイヤーに対する懲戒の権限を制約するものではない。プレイヤーの同一の行為に対して、ディレクターによる出場停止または失格が科されても、連盟が重ねて懲戒を行うことを妨げない。

(変更および改廃)

第13条 この規則の変更および改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

- 1 この規則は2011年10月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、理事会が別途定める日より施行する。
- 2 前項ただし書きによる第11条の施行は、記録保管制度の運用規則等を理事会が承認した後に行うものとする。

変更履歴

2011年10月1日制定

2017年4月記述・体裁変更（規則類整備にともなう用語の統一、段落・フォントの変更）

付記

第 11 条の施行に関しては、第 31 回理事会（2016 年 3 月 25 日開催）において、記録保管制度の運用規則等が承認され、2016 年 10 月より運用開始した。